

全建労発第63号
令和8年3月10日

各都道府県建設業協会 会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会長 今井 雅則
〔 公 印 省 略 〕

「治療と就業の両立支援指針」の周知について（依頼）

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。本会の活動につきましては日頃から格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、このたび厚生労働省より、別添のとおり「治療と就業の両立支援指針」について周知の依頼がありました。

今回の指針は、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」の改正により、事業主に対して、疾病の治療を受ける労働者の治療と就業の両立を促進するために必要な措置を講ずる努力義務が課されたことを踏まえ、その適切かつ有効な実施を図るために必要な事項を示したものです。

本指針では、治療と就業の両立支援は、労働者本人からの申出を契機として取り組むことを基本とし、事業主が就業継続の希望や配慮の要望を十分に聴取した上で、主治医や産業医等と連携しながら、個々の疾病や症状、治療状況等を踏まえた適切な対応を行うことが重要であるとされております。また、労働者が安心して申出を行える環境を整備するとともに、個人情報適切な管理を行うことの必要性についても示されております。

つきましては、貴協会におかれましても、本通知の趣旨をご理解いただき、会員企業に対し周知を図っていただくとともに、治療と就業の両立支援に関する取組の推進についてご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上

（担当：労働部 吉田）